

# 市役所からの大事なお知らせ

2

## 国民健康保険の方が交通事故にあったときは？

交通事故など、第三者の行為を受けた場合でも、国民健康保険を使用し、治療を受けることができます。その際には、必ず国民健康保険の窓口へ連絡し、「第三者行為による傷病届」を提出してください。

国民健康保険への届出をする前に、示談を済ませたり、治療費を受け取ったりすると国民健康保険を使用できなくなりますので、示談の前に必ず国民健康保険の窓口へ連絡し、届出をしてください。

◆届出に必要なもの：保険証、印鑑、事故証明書

■問い合わせ先：保健課 国民健康保険係 Tel: 474-1111 (内線 123～125)



3

## 平成 27 年度第 3 回市有財産（土地）の売却を行います

◆申込受付：11月16日（月）～11月30日（月） 8時30分から17時まで（土・日・祝日は除く）

※郵送での申し込みは受け付けておりません。

◆入札日時：12月2日（水） 午前9時から 本庁別館2階会議室

◆第3回市有財産売却地（入札分）

物件	所在地	地目	面積	最低売却価格
13	志布志町志布志一丁目2886-7	宅地	102.04㎡	1,090,000円
14	志布志町帖6570-1	宅地	384.03㎡	3,680,000円

※売却する土地は全て現状のまま引き渡しますので、必ず現地をご確認ください。

※入札参加資格等の詳細は、志布志市ホームページをご覧ください。下記までお問い合わせください。

■申込み・問い合わせ先：財務課 管財係 Tel: 474-1111 (内線 243)

志布志支所 地域振興課 地域振興係 Tel: 472-1111 (内線 354)

4

## 確定申告等で使用する申告用の納付証明書について

確定申告等で使用する国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の申告用の納付証明書は平成28年1月下旬に発送します。年末調整などで、平成28年1月下旬の発送前に申告用の納付証明書が必要な方は、市役所本庁及び各支所の税務窓口で申請をしていただければ、発行できます。また、窓口に来ることが困難な方は、郵便により申請できます。詳しくは、下記をご覧ください。

【申請書類】

◆本人または同一世帯の方が申請する場合：①申請書 ②申請者の本人確認書類（運転免許証のコピー等）

③切手を貼った返信用封筒（郵便申請のみ）

◆本人または同一世帯の方以外が申請する場合：①申請書 ②申請者の本人確認書類（運転免許証のコピー等）

③納付証明書を必要とする方の委任状 ④切手を貼った返信用封筒（郵便申請のみ）

※申請書は市ホームページからもダウンロードできます。

※申告用の納付証明書の発行手数料は、無料です。

※電話による申請及び納付額の問い合わせについては、本人確認ができないことによりお断りしています。

■問い合わせ先：税務課 市民税係 Tel: 474-1111 (内線 145)

① 志布志市の地方創生（企画制作課 地方創生推進係）

② 国民健康保険の方が交通事故にあったときは？（保健課 国民健康保険係）

③ 平成27年度第3回市有財産（土地）の売却を行います（財務課 管財係）

④ 確定申告等で使用する申告用の納付証明書について（税務課 市民税係）

⑤ コミュニティ助成事業を活用し、用品を購入しました！（企画政策課 地域政策係）

⑥ 畑かん散水器具の購入費を補助します（農政課 畑かん推進係）

⑦ 「税を考える週間」たくさんのご応募、ありがとうございました！（税務課 収納管理係）

⑧ 認知症簡易チェックサイトをご活用ください（保健課 介護保険係）

1

## 志布志市の地方創生

地方創生の取組をまとめた「志布志市まち・ひと・しごと ころざし創生戦略および人口ビジョン」を策定しました

市では、地方創生の取組をまとめた「志布志市まち・ひと・しごと ころざし創生戦略・人口ビジョン」を10月5日に策定、公表しました。県内では長島町、西之表市につづき、3番目の策定となります。戦略では2060年の市の目標人口を3万人に定め、出生数の増加とUターン就職や都市部からの移住定住を推進するなど、まちを活性化させるための23の新規施策を実施していきます。



空き家対策に関して金融機関と協定を締結しました

市は9月30日に鹿児島銀行と、10月13日に南日本銀行とそれぞれ空き家の解体に関する協定を締結しました。これにより、危険廃屋解体撤去補助金の交付対象となった家屋の解体費用を各銀行で借り入れる際、金利の優遇を受けることができるようになりました。

平成25年の調査において、市内の空き家率は20.78%と、およそ5軒に1軒が空き家であることが分かりました。全国でも空き家は増加していることを受け、「空家等対策の推進に関する特別措置法」が全面施行されました。

この法律は、「特定空き家」と呼ばれる危険とみなされた空き家等に対して、市町村が除却、修繕等の措置の助言又は指導、勧告、命令を行うことができるよう定めたものです。

しかしながら住宅は大切な財産です。市は、空き家バンクの拡充に努めるなど、空き家の解消に努めるとともに、移住定住政策の柱としてこの問題に取り組みます。

鹿児島労働局と雇用対策協定を締結しました



10月1日、市は厚生労働省鹿児島労働局と「志布志市雇用対策協定」を締結しました。

市は地方創生の取組として、「志布志にしごと」をつくり、安心して働けるようにする」を掲げ、雇用に関する取組を強化します。今回の雇用対策協定締結により、市の雇用環境が更に良いものとなるような様々な取組を推進していきます。



■問い合わせ先：企画政策課 地方創生推進係 Tel: 474-1111 (内線 254・258)